

## 須坂市農業委員会 令和7年7月総会 議事録

1 招集 令和7年7月31日(木) 午後2時

2 開会 令和7年7月31日(木) 午後2時

3 閉会 令和7年7月31日(木) 午後2時45分

4 場所 須坂市役所 議会第4委員会室

5 出席した農業委員 (14人)

出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	丸山輝幸	推進委員	15番	小布施嘉雄
会長職務代理	13番	中村豊彦		7番	春原 博		16番	竹前清孝
農業委員	1番	返町俊昭		8番	原千賀子		17番	丸山雅之
"	2番	後藤文夫		9番	小林 昇		18番	吉田幸夫
"	3番	湯本か代子		10番	吉池寿一		19番	小林郁雄
"	4番	黒岩基之		11番	勝山修一		20番	増田光輝
"	5番	山岸幸子		12番	目黒孔一			

6 欠席した農業委員 13番 中村 豊彦 会長職務代理

欠席した農地利用最適化推進委員 なし

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画案の意見聴取について

報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画策定お要請について (農業委員会による要請→中間管理機構による売買)

8 農業委員会事務局職員

事務局長 北堀 けさ江 局長補佐 長野寛 農地係主査 小林広明

9 須坂市説明員

産業振興部農林課 農政係主任主事 小池祐希

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会7月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、13番中村代理より欠席の連絡をいただいておりますが、農業委員総数14人中、過半数の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

- 議長 ご苦労様です。梅雨あけと同時に危険な猛暑となり、農作物に影響が懸念されます。農作業の方も大変忙しくなってきていると思いますが7月総会に参集いただきありがとうございます。
- 7月提出分の4議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。
- それでは、議事に入ります。
- 最初に、議事録署名委員の指名を行います。
- 須坂市農業委員会 会議規則第15条の規定により、8番原 千賀子委員、10番吉池寿一委員をご指名申し上げます。
- 議長 はじめに、議案第9号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数11件を議題といたします。
- 事務局 事務局の説明を願います。
- (議案書に基づき朗読、説明。)
- 議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 議長 ないようでしたら農業委員さんで何か補足説明がございますか。
- 議長 ないようありますので、これより質疑意見に入ります。
- 議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。
- 議長 よろしいですか。他に何かありますか。
- 議長 ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。
- 議長 ないようありますので、採決いたします。
- 議長 議案第9号の11件について、許可と決するに賛成の農業委員さんは举手願います。
- 議長 举手全員であります。
- 議長 よって、議案第9号の11件については許可と決定しました。
- 議長 次に、議案第10号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数2件について審議いたします。
- 事務局 事務局の説明を願います。
- (議案書に基づき朗読、説明。)
- 議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 議長 ないようでしたら農業委員さんで補足説明がございますか。
- 議長 ないようありますので、これより質疑意見に入ります。
- 議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。
- 議長 ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。
- 議長 ないようありますので、採決いたします。
- 議長 議案第10号の2件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは举手願います。
- 議長 举手全員であります。
- 議長 よって、議案第10号の2件については意見可と決定しました。
- 議長 次に、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数6件について審議いたします。
- 事務局 事務局の説明を願います。
- (議案書に基づき朗読、説明。)
- 議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 議長 ないようでしたら農業委員さんで補足説明がございますか。
- 議長 ないようありますので、これより質疑意見に入ります。
- 議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。
- 議長 ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。
- 委員 No.4について、4条の案件になつたり、5条の案件になつたりすることの説明をお願いいたします。
- 事務局 農地法4条では自己所有農地の転用と、農地法では権利移転に伴うもので、同時に申請

のため、4 条案件、5 条案件での申請となりました。

議長 他になにかありますか。ないようでありますので、採決いたします。

議案第 11 号の 6 件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 11 号の 6 件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第 12 号「農地中間管理事業の推進に関する法第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積促進計画案の意見聴取について」申請件数 4 件について審議いたします。

事務局 事務局の説明を願います。

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、農業委員さん推進委員さんで、質疑ご意見ございましたらお願ひいたします。

議長 ないようでありますので、これより意見聴取に入ります。

農業委員さん、推進委員さんで説明の計画案に異議のある場合は、「番号と各要件のうち、どれが認められないのか、その理由を述べてください。

議長 異議はございませんか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 12 号の 4 件について「異議なし」と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第 12 号の 4 件については「異議なし」と決定しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。

報告第 11 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 1 件及び、報告第 12 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数 1 件について事務局の説明を願います。

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長 この件でご質問はございませんか。

議長 次に報告第 13 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による地利用集積等促進計画策定の要請について」報告件数 1 件について事務局よりお願ひいたします。

(議案書に基づき朗読、説明)

議長 この件についてご質問はございませんか。

議長 ないようでありますので、以上で報告を終わります。

議長 これをもちまして、7 月総会を閉会といたします。

議長 ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 7 月 31 日

議長

署名委員

署名委員